

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会におけるパイロット事業の実施について」厚労省・国交省通達（抜粋）

### 【対象集団の選定】

対象集団は、現在又は過去においてトラック運転者の長時間労働等の実態を有する運送事業者であって、

- ・ 荷主と長時間労働改善に向けた問題意識を共有し、改善の意欲があるもの
- ・ 改善方法で悩んでいるもの、更なる改善を求めるもの 等

を含むものとし、トラック輸送状況の実態調査結果や各地方協議会での議論等を踏まえ、各地方協議会でパイロット事業を実施するにあたって適当な発荷主・着荷主・運送事業者で構成される対象集団の候補を選定することとする。